

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 91 号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「免除」を「特例」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「の納付を免除する」を「を納付させない」に改め、同条第2項中「免除された」を「納付させないこととされた」に、「の免除に係る」を「を納付させないこととした」に改める。

第9条第2項中「免除する」を「納付させない」に改める。

第30条の見出し中「免除」を「特例」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「免除する」を「納付させない」に改め、同条第1号中「相手方が」を「相手方が、」に改め、同条第3号中「その者が落札者となったにもかかわらず」を「当該契約の相手方が」に改め、同条第4号中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市契約事務規則第30条の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

(行財政局財政部契約課)